

傍聴における厳守事項・禁止事項



傍聴される方へ

組合議会の傍聴における厳守事項や禁止事項が次のとおり岸和田市貝塚市清掃施設組合議会傍聴規則【傍聴規則】に定められていますので、傍聴される方は円滑な議会運営のためにもご協力をお願いします。

<厳守事項>

傍聴される方は、次のことを厳守してください。

〔傍聴規則第 11 条に定められた厳守事項〕

- ・議場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。
- ・談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎ立てないでください。
- ・はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないでください。
- ・帽子、外とう、えり巻の類を着用しないでください。
(病気その他の理由により議長の許可を得た方を除きます。)
- ・飲食又は喫煙をしないでください。
- ・みだりに退室したり、不体裁な行為をしないでください。
- ・会議の妨害となるような行為をしないでください。

〔その他の厳守事項〕

- ・議場または傍聴室への入場の際は、入口で傍聴券を係員に提示してください。

[傍聴規則第 7 条]

- ・係員から求められたら、傍聴券を提示してください。[傍聴規則第 8 条]
- ・秘密会の議決があったときは、会議の傍聴はできません。[傍聴規則第 13 条]
- ・傍聴される方は、すべて係員の指示に従ってください。[傍聴規則第 14 条]

<禁止事項>

傍聴においては、次のことは禁止されております。

〔傍聴規則第 10 条に定められた禁止事項〕

次に該当する方は、傍聴できません。

- ・銃器その他危険なものを持っている方
- ・酒気を帯びていると認められる方
- ・異様な服装をしている方
- ・張り紙、ピラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている方
- ・笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている方
- ・傘その他通常傍聴する上で不必要と認められるものを携帯している方
- ・会議を妨害し、または人に迷惑を及ぼすと認められる方
- ・児童および乳幼児の方（議長の許可を得た方を除きます。)

〔その他の禁止事項〕

- ・議場および傍聴室においては、写真、映画等を撮影し、または録音等をしないでください。
(特に議長の許可を得た方を除きます。)

[傍聴規則第 12 条]